

指定管理者における 賃金スライド制度について

令和8年7月

可児市市民文化部 文化スポーツ課

目 次

目的・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1章 賃金スライド制度の概要・・・・・・・・・・	2
1 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 適用期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4 対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5 適用する指標等・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6 主な手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第2章 賃金スライド制度の適用・・・・・・・・・・	5
1 運用スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

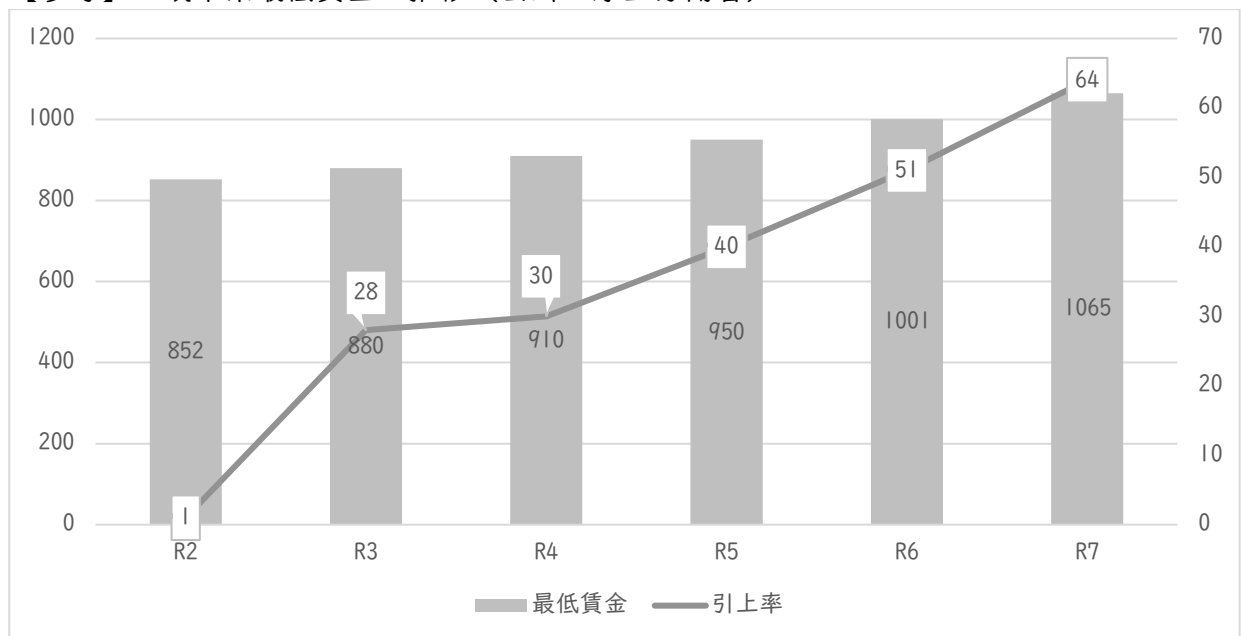
目的・趣旨

近年、岐阜県の最低賃金は、上昇している状況が続いており、指定管理者制度において、今後の人件費の高騰が、民間事業者等の参入リスクの上昇や、指定管理者の業務履行の質の低下を招くおそれがあることから、指定期間中に生じる大幅な賃金水準の変動に係る対応が求められている。

このことを踏まえ、指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な運営管理や、業務の適正な履行の確保を目的として、社会一般の雇用労働環境の目安である賃金水準に一定以上の変動が見られた場合に、指定管理料の見直しを行う仕組み（賃金スライド制度）を採用する。

本手引きは、賃金スライド制度の運用に当たっての考え方や、手続の流れ、内容等について整理したものである。

【参考】 岐阜県最低賃金の推移（出所：厚生労働省）



【参考】 令和5年4月25日付総行行第172号 総務省自治行政局長通知 地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について（抜粋）

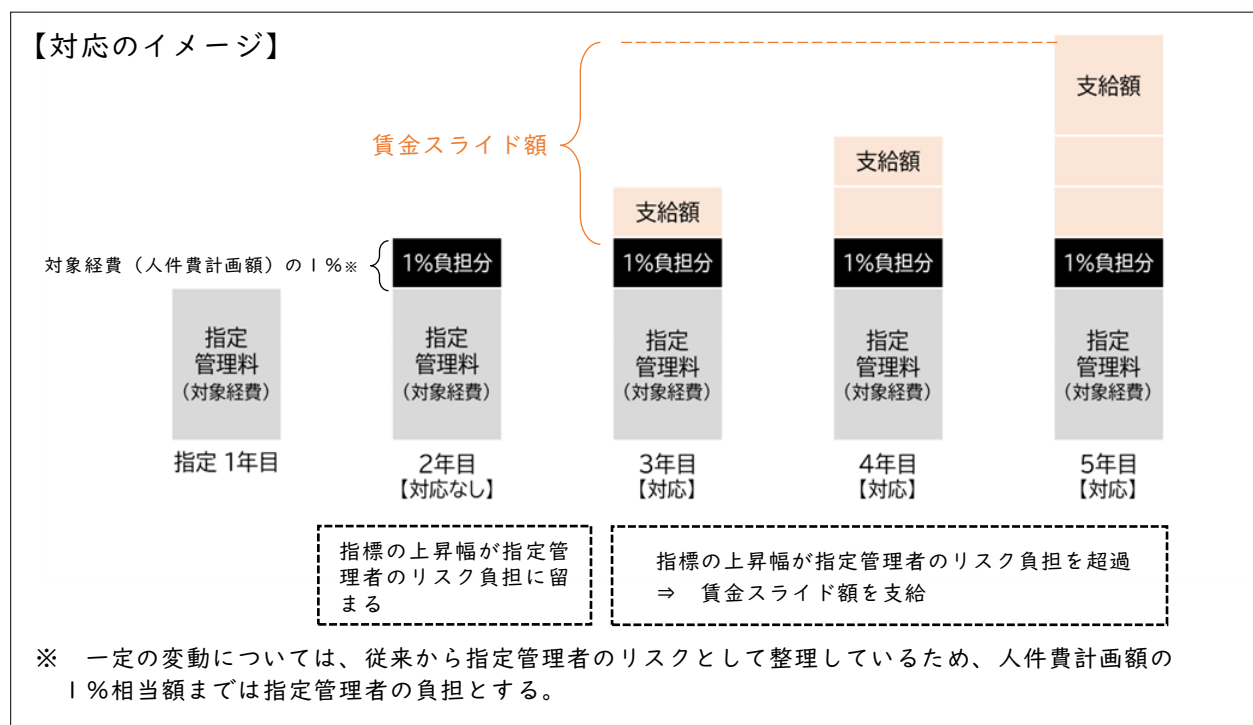
官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の適切な活用、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施等の適切な対策を講ずること。

第1章 賃金スライド制度の概要

1 制度の概要

指定期間2年目以降の指定管理者の人件費について、雇用形態別の賃金水準をはかる指標を基に算出した変動率を用いて、年度ごとの見直し額（賃金スライド額）を算出し、一定以上の変動が見られた場合に、翌年度の指定管理料において、それに対応した増減を反映する。

※ 社会情勢の変動に応じて行うものであり、賃金水準が下がった場合には、指定管理料を減額する。



2 適用期間

指定期間2年目の指定管理料から適用する。

※ 初年度の指定管理料は、選定時に既に見込まれているものとして適用しない。

3 対象者

指定管理者から直接雇用され、直接業務に従事する職員を対象とする。

※ 指定管理者からの再委託先の人件費や、人材派遣委託による職員、本社に勤務する職員は対象に含まない。

4 対象経費

指定管理者が指定に係る申請時（応募時）に計画した人件費（労働基準法第11条に規定される賃金。自主事業に係る経費を除く。）のうち、賃金水準の変動による影響を受ける経費（給与・賃金、賞与等）を対象とする。

【参考】労働基準法（抜粋）

第11条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

（対象となる例） 給与 賃金、賞与（期末又は勤勉手当）、社会保険料 等

（対象外となる例） 通勤手当、健康診断費、勤労者福祉共済掛金 等

※ 指定管理者の給与形態等によって手当等の内容や取扱いは異なり、一律的な区分は困難であるため、指定管理者の実情等に応じて適切に分類するものとする。

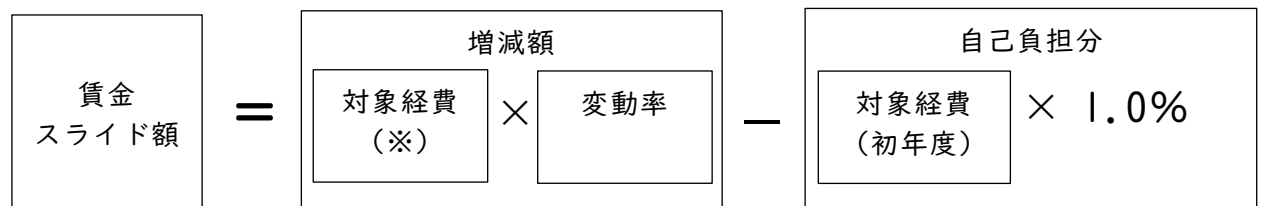
5 適用する指標等

毎年度、対象経費に、雇用形態別の賃金水準をはかる指標を基に算出した以下の「変動率」を乗じて増減額を算出し、この増減額から、指定管理初年度の対象経費に「1.0%」を乗じた自己負担分を差し引いた金額を賃金スライド額とし、次年度の指定管理料において、それに対応した増減を行う。

雇用形態	適用する指標（変動率）
正規職員相当 （契約期間が指定期間と同等か、それ以上の長期間雇用されている者で、フルタイムで従事する者）	民間給与実態調査（岐阜県人事委員会） ⇒ 当該年度に公表された「職員の給与等に関する報告及び勧告」における「民間の給与（月例給）」×（「12か月分」＋「特別給の年間支給割合」）を前年度の同式と比較して得た変動率を適用
臨時職員相当 （パート、アルバイト等の正規職員相当以外の者）	岐阜県最低賃金（岐阜労働局） ⇒ 当該年度に公表された最低賃金の額を前年度と比較して得た変動率を適用

※ 施設の性質や指定管理者の組織体制によって、被雇用者の勤務形態は異なり、一律的な区分は困難であるため、上記の表の雇用形態例を参考に、実情等に応じて適切に判断するものとする。

【イメージ図】



（※）指定期間2年目の場合は、初年度の額。

指定期間3年目の場合は、初年度の額×2年目の変動率。

【算出例】

対象経費（初年度）：10,000,000円、指定期間中の変動率：毎年0.50%増の場合

対象経費（初年度）

自己負担1.0%

10,000,000 円

→

100,000 円

10,100,000 円までは指定管理者の自己負担

（単位：円）

	1 年目 (基礎額)	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
対象経費 (対象人件費等計算書より)	10,000,000	—	—	—	—
変動率 (小数点第三位で四捨五入)		0.50%	0.50%	0.50%	0.50%
対象経費① (変動率を乗じた額)		10,050,000	10,100,250	10,150,751	10,201,505
自己負担上限額②		10,100,000	10,100,000	10,100,000	10,100,000
自己負担差引額 (①－②)		▲50,000	250	50,751	101,505
賃金スライド額（累計） (消費税及び地方消費税含む)		0	275	55,826	111,655
賃金スライド額（単年度） (消費税及び地方消費税含む)		0	275	55,551	55,829

6 主な手続

(1) 申請者は、指定に係る申請時（応募時）に、対象となる人件費等を記した対象人件費等計算書（様式第9号）を提出する。

なお、候補者に選定された団体の対象人件費等計算書は、以後の各年度における賃金スライド額算定の基礎資料となるため、提出後の対象人件費等計算書の変更は、原則認めない。

(2) 施設所管課は、雇用形態別の適用指標の公表を受け、変動率および変動率を用いて算出した次年度の賃金スライド額を指定管理者へ提示する。

(3) 指定管理者は、文化スポーツ課から提示された賃金スライド額が増額となり、次年度の指定管理料に反映を希望する場合は、施設所管課に申請書（様式第11号）を提出する。（賃金スライド額が減額となった場合は、次年度の指定管理料に反映されることから、指定管理者からの申請は不要。）

(4) 指定管理者より申請があった場合、施設所管課は、速やかに賃金スライド額に係る経費を次年度の予算要求に反映する。

(5) 予算の議決後、施設所管課は、確定した賃金スライド額を含めた指定管理料を年度協定に記載し、支払計画に基づき支払う。

第2章 賃金スライド制度の運用

I 運用スケジュール

時期		概要	施設所管課	申請団体 (指定管理者)
指定期間 開始前	～7月	指定管理料の積算 募集要項等の作成		
	8月	公募等		
	9月～10月	選定委員会 (候補者の選定)		
	11月～12月	議会	指定議決	
	1月	告示	指定の告示	
	2月～3月	基本協定の締結		
指定期間中	1年目	4月	年度協定の締結	
		10月	民間給与実態調査 最低賃金等の公表	賃金スライド額を 希望する場合は、 申請書を提出
		11月～1月		
		2月～3月	議会	次年度の事業計画確認 予算の議決 (指定管理料確定)
	2年目	4月	年度協定の締結	次年度の事業計画 提出
		4月以降	賃金スライド額を含めた 指定管理料の支払	年度協定に定める支払計画に基づき、賃金ス ライド額を含めた指定管理料を支払う。
		(1年目と同じ流れ)		
		3月以降	事業報告書の提出	事業報告書等の確認

2 その他

(1) 指定期間中に対象人件費等計算書の記載内容に変更が生じる場合

ア 突発的な職員の欠員や、臨時的増員等、年度途中の人員構成の一時的な変更に伴う人件費の変動については、指定管理者の負担とする。

イ 市側の事情により、指定期間中の管理面積の増加等、管理運営業務の前提に変更があり、それにより職員配置の変更（軽微な変更を除く）が生じ、同様の状況が当該年度以降も継続する場合、市との協議により対象人件費等計算書の記載内容を変更することができるものとする。

(2) 賃金スライド額の取扱いについて

賃金スライド額については、賃金スライド制度の主旨を踏まえ、原則として人件費に充てることとするが、指定管理者制度においては、組織運営を含む管理運営について指定管理者の創意工夫を生かし、効率的かつ効果的に実施されることが求められているため、職員への支払時期や方法等、実務上の取扱いについては指定管理者の裁量によるものとする。